一般社団法人埼玉県農業会議【機構図】

会員

普通会員(社員)

・農業委員会会長等
・学識経験者
・県内市町村
・農業関係団体
・その他(農業の改良発達を図る県内団体)

賛助会員

・任意組織
・サポーター(個人・法人団体)など

総会

(権限)
1　会員の除名
2　理事・監事の選任・解任
3　理事・監事の報酬等の額
4　農業委員会法第44条の業務規程の変更
5　事業報告・貸借対照表・損益計算書の承認
6　定款の変更
7　解散及び残余財産処分
8　その他法令定款で定めた事項

理事会

(権限)
1　総会の招集・付議事項の決定
2　諸規程制定・改廃
3　法人の業務執行の決定
4　理事の業務執行の監督
5　正副会長・専務理事の選定・解職
6　事業計画・収支予算の設定・変更
7　借入金最高限度額の承認
8　その他理事会で認めた事項

【構成】
・会長
・副会長
・専務理事
・理事

監事

(職務・権限)
・理事の職務執行の監査・報告
・法人業務・財産状況調査
・総会提出議案等の調査
・理事会出席

事務局

・事務局長
・職員

常設審議委員会

(任務)
1　農業委員会法43条1項7号に規定する農地法等の規定により機構が行う事項
2　農地等利用最適化推進施策の意見提出
3　総会・理事会が必要と認めた事項

【構成】
正副会長・専務理事ほか会長が選任し理事会で了承した者